

豊田市共働事業提案制度 制度概要

豊田市 生涯活躍部 市民活躍支援課

《目 次》

	(ページ)
1 制度概要	1
2 応募方法	2
3 提案の対象となる事業	3
4 提案の対象とならない事業	3
5 応募できる市民(団体)	3
6 制度全体の流れ	5
7 事業化までの流れ	6
8 この制度により実施された事業に関するお願い	7
9 共働の形態と対象経費	8
10 Q&A	10

1 制度概要

(1) 目的

この制度は、市民活動団体等（非営利団体や企業の社会貢献活動を含む。以下、「団体」）と行政による協力・連携の取組や、両者の関係づくりを促し、「共働によるまちづくり」を推進することを目的としています。

この制度が、団体と行政が課題を共有し、解決策を見出すきっかけとなり、市民活動が一層活発化し、地域に根づいた活動が充実することで、多様な主体による多様なサービスが提供される豊かな地域社会を築くための一助となることを期待しています。

(2) 内容

この制度には、次の2つの提案方法があります。

①市民提案型

団体が、行政と一緒に取り組みたい公益性のあるテーマについて自由に事業を提案し、公開審査会などを通じて事業化を決定します。

②行政テーマ設定型

行政が、「団体と一緒に取り組みたいテーマ」を設定し、団体がそのテーマに対する事業を提案し、公開審査会などを通じて事業化を決定します。

市民提案型・行政テーマ設定型ともに、事業化が決定した事業については、提案団体と市が協力・連携して実施します。

「団体」とは？

①「市民活動団体」

NPO、ボランティア団体や自治区、コミュニティ会議など、市民活動（営利を目的としない、自主的な公益的活動）を行うことを主たる目的とする団体

②「非営利団体」

財団法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人など営利を目的としない団体（組織）

③「企業の社会貢献活動」

公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資する提案であれば、**企業等の事業者**も制度を利用することができます。



2 応募方法

1 団体につき、1 提案 / 1 年間を原則とします。

※ただし、提案する全ての事業が事業化されても、全て支障なく実施できる場合は、複数提案することもできます。

エントリー ～ 事前相談

共働事業の提案を行う団体は、「あいち電子申請・届出システム」にて必要事項を入力してください。(エントリー)

その後、提案内容の確認として市民活躍支援課職員と市民活動センタースタッフによる事前相談を行います。

豊田市担当課にヒアリング

事前相談後、市民活躍支援課が市担当課に繋がります。エントリーシートをもとに、担当課の意見を聞くことで、提案内容のイメージを固めます。

<市民提案型>

共働によって取り組もうと考えている事業について、行政側の状況（市の取組状況、市が抱えている課題等）を知り、ヒアリングすることで、より良い提案につなげることができます。

<行政テーマ設定型>

共働事業提案書を作成するにあたり、担当課からの募集テーマに対する理解を深めて、より良い事業提案ができるよう、担当課とのヒアリングの機会を有効に活用してください。

事業提案書の提出

(1) 提出書類（提出は市民活躍支援課まで）

- ① 共働事業提案書（指定の様式あり）
- ② 共働事業予算書（指定の様式あり。※ただし任意の様式でも可。）
- ③ 団体概要書
- ④ 前年度の活動実績（収支も含む）の分かるもの（様式自由）
- ⑤ 今年度の活動予定（予算も含む）の分かるもの（様式自由）
- ⑥ 会則、規約、定款のいずれか（様式自由）
- ⑦ 構成員の名簿（様式自由）
- ⑧ 団体所在地における市町村税の完納証明書（※納税義務のある団体のみ。
豊田市の団体は不要）

※各書類は、市ホームページからダウンロードをお願いします。

(<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/machizukuri/kyoudou/1005279.html>)

3 提案の対象となる事業

対象となる事業は、以下の項目をすべて満たすことを要件とします。

- (1) 市内で実施され、市内の社会課題やニーズを捉えている公益的なもの
- (2) 団体と行政の役割分担が明確で、事業の目的を達成することができるもの
- (3) 実現可能な提案内容や事業スケジュールとなっているもの
- (4) 団体ならではの視点（新しい課題の発掘・独創的な手法など）を生かしたもの
- (5) 目的の実現に向けた将来的な展望が明確なもの
- (6) 事業経費等の見積りが適切なもの
- (7) 予算が単年度であるもの（複数年度にまたがらない）

※事業の継続については、P10 のQ & A（Q2：「事業化された事業は1年間で終了ですか。」）をご参照ください。

4 提案の対象とならない事業

以下のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体が利益を受け、公益性がない事業
- (3) 予算が団体の運営経費に充てられ、事業性のないもの
- (4) 国や地方公共団体及び公益法人から助成を受けている又は受ける予定がある事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 施設建設に関する事業
- (7) 実施が伴わないもの
- (8) 市に決定権限のない事業
- (9) 既に自治区長と市との間で確立している施策調整事項
- (10) その他、関係法令等に違反するおそれのある事業

5 応募できる市民（団体）

◎ 市民提案型・行政テーマ設定型

以下の項目をすべて満たすことを要件とします。

- ① 自主的に公益的な活動を行う法人、その他団体（以下「団体」）
（企業の場合は営利を目的としない社会貢献活動として行うこと）
- ② 市内で活動している又は市内での活動を想定している団体であること
- ③ 組織性、継続性のある団体であること
・組織性・・・5人以上の会員で運営されていること

- ④団体の活動が次のいずれにも該当しないこと
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
 - ・ 政治上の主義の推進や支持又はこれに反対することを目的とする活動
 - ・ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下、同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - ・ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動
 - ・ 暴力団又はその構成員の統制下にある団体の行う活動
- ⑤市の出資団体でないこと
- ⑥団体所在地における市町村税に滞納が無いこと（※納税義務のある団体のみ）
- ⑦規約等のある団体であること
 - ・ 代表者、運営方法が、定款・規約・会則等で決まっていること
- ⑧共働相手となる市の担当課とのヒアリングを実施すること

市民活動の定義（豊田市市民活動促進条例から）

市民活動：営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動

○非営利とは

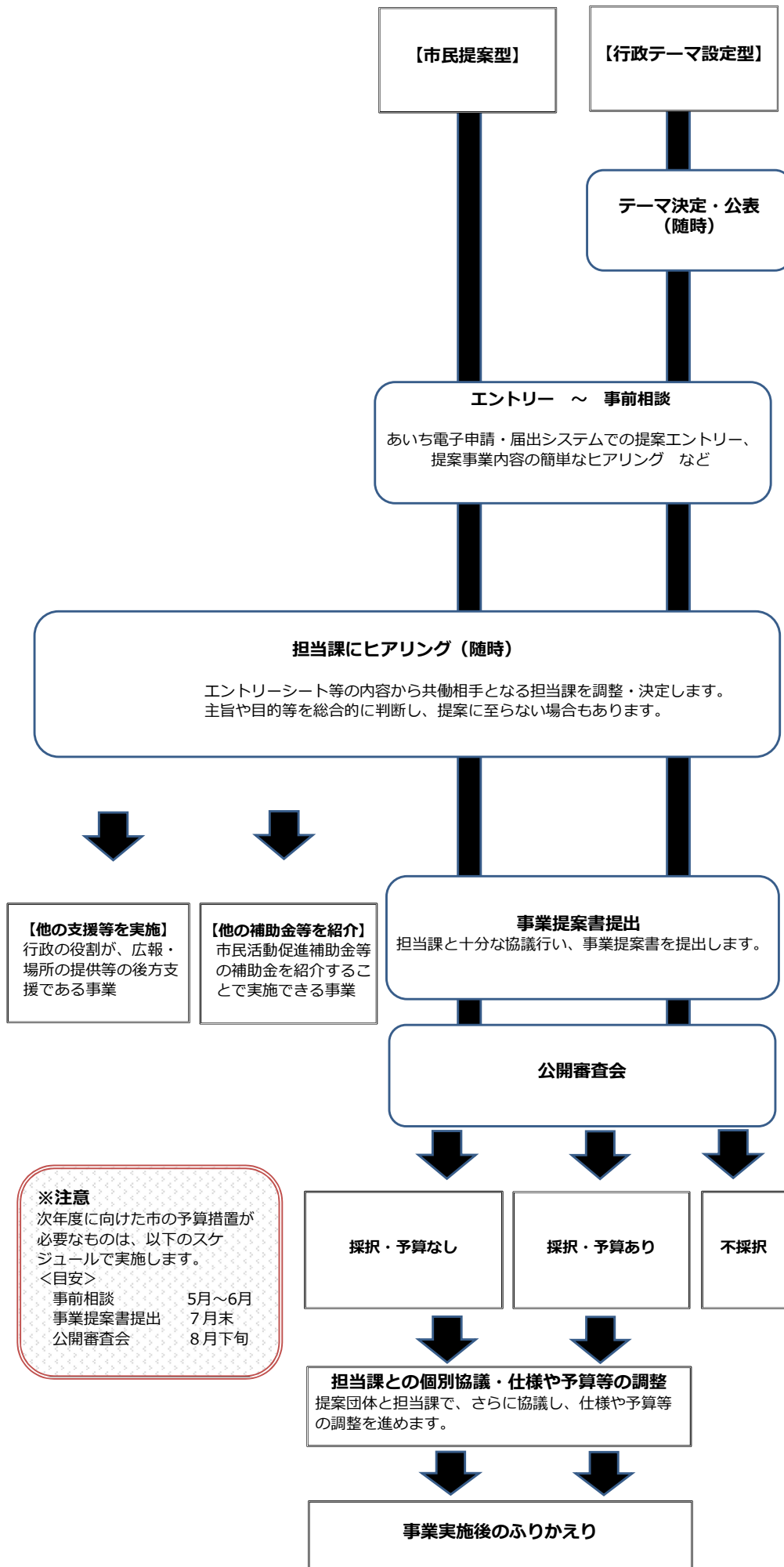
- ・ 非営利 = 事業収入から経費を差し引いた利益があった場合、それを社員に分配せず、事業費等に充てること。
- ・ 事業に対してお金をもらってはいけなく、ということではない。何かしらの収入を得なければ、活動が継続できない。
- ・ あらかじめ役員等に給料が設定されていても良い（経費に人件費も含まれる）。

○自主的とは

- ・ 誰かの命令でやる、頼まれてやる、というのはボランティアでも市民活動でもない。
- ・ 自らの意志で活動するものであり、当然、責任も伴う。

○公益性とは

- ・ 生涯学習的な自分のための活動 = 私益
- ・ 子育てサークルのような仲間内のためだけの活動 = 共益
- ・ 社会を良くするために行う活動 = 公益



7 事業化までの流れ

公開審査会

担当課にヒアリング後、予算化や審査が必要となった提案については、公開審査会を実施します。

(1) 公開審査会の位置づけ

- ・ 共働事業担当課との“個別協議・調整”に進む提案の選定
- ・ 団体・行政にとっての学びと気づきの場

(2) 審査員

内部審査員	【市民提案型】 共働相手となる担当課職員を中心に2～3名程度 【行政テーマ設定型】 テーマ担当課職員を中心に2～3名程度 ※人数及び人選は、各担当課の判断によります。
外部審査員	学識経験者、市民活動者等、2～3名程度 ※人数及び人選は、市民活躍支援課にて行います。

(3) 審査の視点・方法

項目	内容
公益性	市内で実施され、地域課題やニーズを捉えている公益的な事業かどうか。
共働性	役割分担が明確で、団体と行政の強みを活かし合い、具体的な効果が出るかどうか。行政との相互理解を深めて、よい共働関係を築こうという姿勢が見られるかどうか。
実現性	実現可能な提案内容や事業規模か。また実施可能なスケジュールとなっているか。また、団体内部の体制もしっかりと確立されているかどうか。
創造性	団体ならではの視点（新しい課題の発掘・市民の理解や地域の協力の広がり・独創的な手法など）を活かした提案かどうか。
効果性	事業を実施したことによる効果や、費用対効果が正しく想定されているか。

- ・ 公開審査会では、あらかじめ基準点を設定し、その点に達したかどうかで、その後の担当課との協議・調整に進むかどうかを決定します。

団体と担当課による個別協議・調整

- ・公開審査会で基準点を満たした提案事業は、担当課との個別協議・調整に入ります。
- ・個別協議では、団体からの提案をもとに、行政の持つ情報やノウハウも加えながら事業内容を改善し、より効果の高いものにしていきます。
- ・協議、調整の場には、担当課や団体からの依頼に応じて、市民活躍支援課が、適宜コーディネーター役として参加します。

事業化の決定

- ・団体と担当課との間で合意された事業については、事業実施に向けて、予算の要求等、必要な準備や手続きを行います。

8 この制度により実施された事業に関するお願い

(1) ふりかえりの実施

事業の効果を最大限に高め、さらに、次の事業・活動につなげるため、事業完了後等に、担当課と団体の双方によるふりかえりを行ってください。

なお、事業の完了後には、ふりかえりシートの提出や研修会での事例発表などにご協力をお願いします。詳細は、市民活躍支援課よりご連絡させていただきます。

(2) 事業に関する市民への情報提供

(この制度による事業に限らず) 税金を使う公的サービスの成果は、行政や特定の団体だけのものではなく、広く豊田市民全体の財産です。広く市民に紹介するよう努めてください。なお、団体からの情報発信には、「とよた市民活動情報サイト」等を活用してください。

(「とよた市民活動情報サイト」については、とよた市民活動センターにお問い合わせください。)

(3) 情報の公開

- ・この制度で提案された全ての事業について、団体名および事業名を公表します。
- ・提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。(個人情報 は除く。) 公開審査会及び協議・調整の結果や、事業完了後の振り返りの結果についても公表します。

9 共働の形態と対象経費

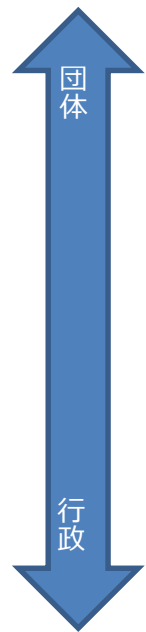
(1) 共働の形態

この制度で事業化する事業は、委託・共催・補助・実行委員会等多くの形態が考えられます。団体と行政が協議して、提案内容の実施に適したものを選びます。

(例) «共働のかたちと責任分担»

«事業の主体»

No.	共働の形態	概要
1	後援	行政が公益上有益であると認めた団体の取組に対して、名義を貸す。行政からの後援により、団体は、集客や資金集めを円滑に行える信用が得られる。
2	補助	公益性が認められる団体の事業に対して、申請に基づき、行政が経費の一部を負担する。
3	共催	団体と行政がともに事業主体となり、共働で短期間の事業を行う。
4	実行委員会	団体と行政で構成された「実行委員会」が事業主体となり、事業を行う。
5	事業協力	団体と行政が、同じ目的のもと、役割分担を決めて、一定期間継続的な関係のもとで協力して事業を行う。
6	委託	本来行政が責任を持って担うべき事業について、団体の有する特性を活用し、効果的に事業を行うこと。



(2) 対象経費

- ・この制度により事業化する事業の予算や負担額・割合等については、団体からの提案をもとに、団体と共働事業の担当課、両者で協議のうえ、決定します。
- ・「共働事業予算書」には、提案内容の実施にあたり必要であると想定する費目及び金額を記入してください。(費目の例：人件費、講師謝礼、交通費、印刷費、材料費、消耗品費、備品費、保険料、会場使用料、レンタル料など)
- ・人件費や備品費の積算については、共働事業の担当課とよく相談してください。
- ・この制度のほかに、国や県、その他の団体から委託、補助などを受ける(可能性も含む)団体は、両制度の対象経費に重複がないことを確認できる書類を提出してください。

(3) 注意点

共働事業と一口にいても、事業の性質や団体の運営実態（無償ボランティアが担い手か、雇用スタッフなのか等）は様々です。スタッフへの支払いも、事業内容、業務の性質、労働実態によっては労働基準法の対象になることもあります。事業の内容と団体の多様性を、行政と団体双方が確認する必要があります。

予算を作るときの基本的な費用項目は？

事業を実施するのに、基本的に以下のような費用項目が必要になります。

報償費	講座、講演会の講師等への謝礼 等
旅費	事業に必要な交通費・宿泊代 等
需用費	消耗品費（文具・本など）、材料費、印刷費（ちらし・報告書など）、事務所の電気代や修繕費等
役務費	通信費（電話料、切手代）、ボランティア保険料 等
使用料・賃借料	会場使用料、物品のレンタル料 等
備品費	備品購入（例：カメラ、ICレコーダー 事業に必要な備品）
負担金	事業に必要な研修に出かけた際の参加費 等
人件費	給与、賃金

◆ 間接費とは

継続的な事業で人件費や事務所経費が絡んでくる場合は、事業に直接かかる経費以外に、間接費（事業を行うのに必要な管理体制を維持する費用）を計上します。愛知県での提言では、直接費の30%を計上することを基準としています。

◆ 人件費について

以下に当てはまるものは、一般的に人件費を計上することが適当です。
（事業主（団体）とスタッフの関係も雇用契約にみなされる場合があります。）

- 事業内容・・・行政責任の度合いが高い
- 業務の性質・・・継続性・専門性・責任がある
- 労働実態・・・指揮命令、時間・場所の拘束性がある

10 Q&A

Q 1 : 共働事業提案制度と補助金制度とは何が違うのですか。

A 1 : 共働事業提案制度は、団体と市が互いに必要だと思う事業を、“一緒に”協力して実施するものです。そのため、団体が自主的に行う事業に対して交付する補助金制度とは異なります。

Q 2 : 事業化された事業は1年間で終了ですか。

A 2 : 継続性のある事業は、目安として3年程度の事業計画を作成してください。ただし、予算は単年度ごとに決めていきます。また、事業の継続については、毎年度、団体と担当課で協議して決めます。

Q 3 : 複数団体による提案は可能ですか。

A 3 : 可能です。必要に応じて、多様な主体が、協力・連携していくことは、「共働によるまちづくり」の目指す姿です。ただし、連絡調整の窓口となる団体を決めてください。

Q 4 : 指定管理を受けている団体が、その施設で行う事業を提案することはできますか。

A 4 : 事業の内容によっては可能です。提案前に施設所管課と市民活躍支援課によるヒアリングを行います。

Q 5 : 市民提案型と行政テーマ設定型の違いは何ですか？

A 5 : 市民提案型は、団体のみなさんが、市民の視点から課題（テーマ）を設定し、自分達の得意分野の活動を通して、課題の解決を図る共働事業を提案していただきます。一方、行政テーマ設定型は、市が共働事業として団体のみなさんと取り組みたい課題（テーマ）を設定して、課題解決に向けて意欲のある団体に共働事業の提案を募集するものです。

Q 6 : なぜ担当課とのヒアリングが必要なのですか。

A 6 : 事業の目的の共有や共働する必要性などについて担当課と十分話し合い、それぞれの考えをきちんと理解し合うことが必要です。また、市民提案型では、市のどの担当課と共働するのがより効果的なのかを話し合うため、ヒアリングを実施します。

Q 7 : なぜ、事前相談会の参加が必須なのか。

A 7 : 提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために事前相談を必須としています。随時、団体さんから市民活躍支援課または市民活動センターに申込みをしてください。提案になるかがわからない相談（アイデア）などの場合でもお気軽にご相談ください。

制度の詳細については、下記問い合わせまで

豊田市 生涯活躍部 市民活躍支援課

住 所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地（南庁舎2階）

電 話 0565(34)6660 FAX 0565(32)9779

e-mail katsuyaku-shien@city.toyota.aichi.jp